

## 塩竈市の給与等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

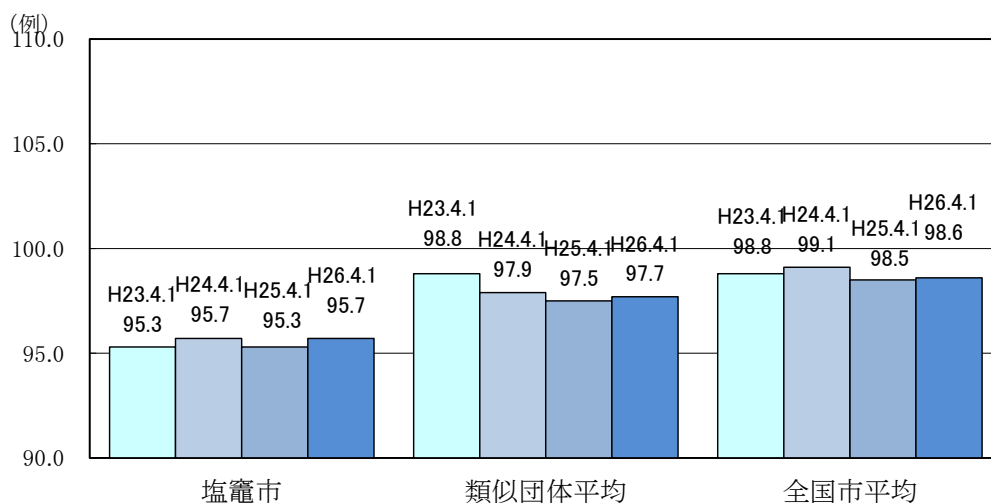
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	56,231人	40,501,051千円	1,408,958千円	3,614,359千円	8.9%	7.3%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	人 383	千円 1,333,564	千円 331,648	千円 484,461	千円 2,149,673	千円 5,613	千円 5,932

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
3 類似団体データについては、未公表。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ラスパイレスの指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込みについて

①～③については該当なし。

#### (4) 給与改定の状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされています。

##### ①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引き下げ。若年層については、1・2級の初任給に係る号給の引き下げはなし。高齢層については、3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%  
(実施時期) 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

(5)特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
塩竈市	42.6 歳	312,339 円	397,755 円	339,616 円
宮城県	42.5 歳	325,697 円	402,675 円	360,391 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	41.8 歳	312,258 円	389,373 円	351,919 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 類似団体データについては、未公表。

②技能労務職

区 分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
塩竈市	47.6 歳	64	300,508 円	337,142 円	317,233 円	—	—	—	
うち学校給食員	46.3 歳	16	292,850 円	306,651 円	304,272 円	調理士	45.8 歳	232,400 円	1.32
うち用務員	47.8 歳	13	303,423 円	326,591 円	320,408 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.64
うち清掃職員	49.1 歳	12	308,333 円	400,036 円	332,100 円	廃棄物処理業	44.7 歳	288,100 円	1.39
うちその他技能労務職	47.0 歳	21	295,329 円	326,111 円	311,611 円	—	—	—	
宮城県	51.0 歳	216	334,856 円	379,231 円	359,866 円	—	—	—	
うち学校給食員	54.8 歳	2	378,700 円	418,900 円	414,442 円	—	—	—	
うち用務員	50.4 歳	104	330,900 円	369,607 円	356,559 円	—	—	—	
うち清掃職員	— 歳	—	— 円	— 円	— 円	—	—	—	
国	50.1 歳	3,119	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	
類似団体	47.4 歳	48	319,037 円	378,814 円	349,588 円	—	—	—	

区 分	参 考		
	年 収 ベ ー ス ( 試 算 値 ) の 比 較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
塩竈市	---	---	---
うち学校給食員	4,885.9 千円	3,115.1 千円	1.57
うち用務員	5,214.8 千円	2,747.0 千円	1.90
うち清掃職員	6,082.4 千円	3,939.1 千円	1.54
うちその他技能労務職	5,199.8 千円	---	---

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	塩 竈 市	宮 城 県	国	
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	141,900 円	137,200 円
	中 学 卒	133,100 円	125,400 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年		経験年数20年		経験年数25年		経験年数30年	
一般行政職	大学卒	222,400	円	312,900	円	356,600	円	385,600	円
	高校卒	197,400	円	278,200	円	315,300	円	354,000	円
技能労務職	高校卒	-	円	248,900	円	270,800	円	289,300	円
	中学卒	-	円	-	円	-	円	-	円

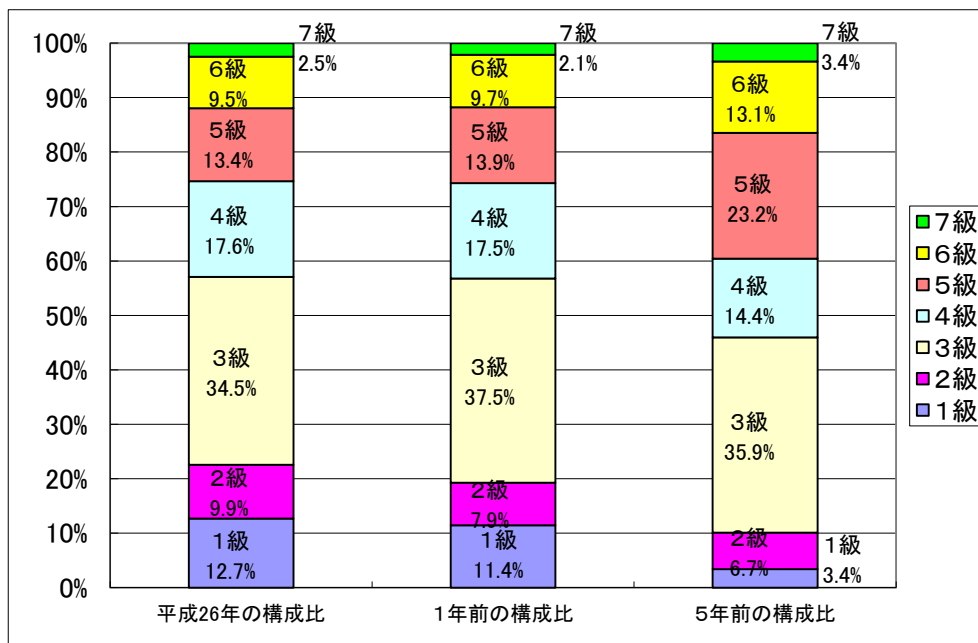
※技能労務職には、中学卒の職員が存在するが、経験年数が30年以上であるため掲載していない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額	
1 級	1 定形的な業務を行う職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事、技師	36人	12.7%	135,600 円	243,700 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事、技師	28人	9.9%	185,800 円	307,800 円
3 級	1 係長の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務 2 困難な業務を処理する係の長の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	係長、主査	98人	34.5%	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	課長補佐、係長、専門主査、主査	50人	17.6%	261,900 円	388,300 円
5 級	課長の職務又は職務の内容及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	課長補佐、主幹	38人	13.4%	289,200 円	400,600 円
6 級	次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	次長、参事、課長、副参事	27人	9.5%	320,600 円	422,600 円
7 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	部長、理事	7人	2.5%	366,200 円	456,200 円

- (注) 1 塩竈市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、勤務成績を昇給に反映させるための人事評価制度の導入に向けて、検討を行っている段階であり、人事評価制度に基づく勤務成績の昇給への反映は実施していない。平成26年1月の昇給においては、管理者からの内申に基づいて昇給を行った。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

塩 竈 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,340 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,634 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理者加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理者加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

※職員の勤務成績に応じて勤勉手当査定を、5月と11月に行っています。

※国家公務員の1人当たり平均支給額に関しては、未公表。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

現在、人事評価制度の導入に向けて、検討を行っている段階であり、人事評価制度に基づく勤務成績の勤勉手当への反映は実施していない。  
勤務期間、処分の有無等により標準がそれ以下を判断している。

##### (2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

塩 竈 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%)	
1人当たり平均支給額	5,077 千円	23,093 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		14,920 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		649 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	11 %	15 人	15 %
仙台市	6 %	3 人	6 %
名取市、多賀城市、利府町、富谷町	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在) (普通会計分)

支給実績(平成25年度決算)	9,595千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)	181,038円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	13.8%		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	直接の市税徴収事務従事職員	直接の市税徴収事務	月額3,700円(ただし、応援従事者の場合 日額180円)
防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護作業従事者及び感染症の病原体が付着し、又は付着の疑いのある物件の処理作業従事者	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護作業及び感染症の病原体が付着し、又は付着の疑いのある物件の処理作業	1回300円
特別手当	道路上作業従事者(交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に限る。)	道路上作業(交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業に限る。)	日額300円
	清掃工場に勤務する職員	清掃工場勤務	日額1,600円
	環境課勤務の不法投棄された危険な廃棄物処理作業従事者	環境課勤務の不法投棄された危険な廃棄物処理作業	日額200円
	社会福祉事務所に勤務する現業従事者及び指導監督を行う者	社会福祉事務所に勤務する現業従事者及び指導監督	月額3,700円
	行旅病死取扱業務従事者	行旅病死取扱業務	1回1,500円
	保健指導業務に従事する保健師(精神保健の訪問指導業務に限る。)	保健指導業務(精神保健の訪問指導業務に限る。)	日額180円
	用地買収交渉及び区画整理に伴う移転補償交渉の外勤業務従事者	用地買収交渉及び区画整理に伴う移転補償交渉の外勤業務	日額350円
	魚市場管理事務所に勤務する職員及び学校用務員で施設維持管理等における汚水・排水・有害物等取扱業務従事者	魚市場管理事務所勤務及び学校用務員で施設維持管理等における汚水・排水・有害物等取扱業務	日額300円
市長が特に定めるもの	市長が特に定めるもの	-	

(5) 時間外勤務手当 (普通会計分)

支給実績(平成25年度決算)	166,339千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	434,305円
支給実績(平成24年度決算)	143,059千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	368,709円

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在) (普通会計分)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1. 配偶者13,000円 2. 配偶者以外の扶養家族1人につき6,500円 ※配偶者がいない場合はそのうち1人につき11,000円 3. 子のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、1人につき5,000円加算	同じ	なし	37,697 千円	219,169 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア、月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額-12,000円 イ、月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+家賃-23,000円/2 で27,000円を限度とする	同じ	なし	25,405 千円	292,011 円
通勤手当	1. 交通機関などの利用者 通勤相当額で55,000円を限度 2. 交通用具の使用者 自転車など(自転車、原動機付き自転車、自動車)の交通用具使用者は使用距離(片道)により2,000円~24,500円を支給	同じ	なし	17,283 千円	66,730 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき規定する給料表に掲げられている給料額を支給	同じ	なし	25,299 千円	722,829 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員	同じ	なし	55 千円	35,700 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員	同じ	なし	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員	同じ	なし	千円	円
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員	同じ	なし	千円	円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料 報酬	市区町村長	890,100 円	(参考)類似団体における最高/最低額 926,300 円 / 730,000 円
	( 989,000 円 )		
	副市長	764,750 円	764,800 円 / 648,000 円
	( 805,000 円 )		
	議長	498,000 円	621,000 円 / 400,000 円
	( 円 )		
報酬	副議長	437,000 円	571,500 円 / 350,000 円
	( 円 )		
	議員	409,000 円	540,000 円 / 320,000 円
( 円 )			
期末手当	市区町村長	(平成25年度支給割合)	
	副市長	2.95 月分	
	議長	(平成25年度支給割合)	
退職手当	副議長	2.95 月分	
	議員		
	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)
副市長	989,000円×在職月数×0.44	2,089万円	任期毎
	805,000円×在職月数×0.26	1,005万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 3 期末手当は給料、報酬月額に15%の役職加算を行って算定を行う。  
 4 市長及び副市長の給料については、平成26年4月から市長10%削減(890,100円)、副市長5%削減(764,750円)を実施しています。  
 5 類似団体データについては、未公表。

## 6 職員数の状況

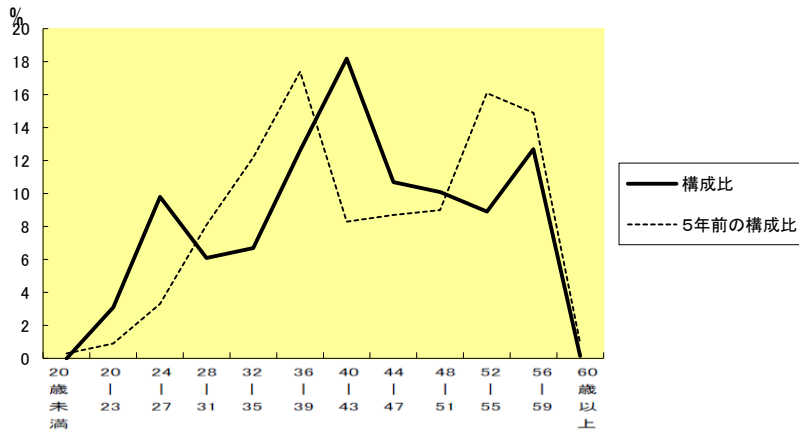
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成26年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年度	主な増減理由
		平成25年度	平成26年度		
一般行政部門	議会	6	6	0	
	総務企画	75	80	5	人事異動・事務体制の見直しによる
	税務	26	26	0	
	民生	87	87	0	
	衛生	36	36	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	12	12	0	
	商工	14	14	0	
	土木	54	56	2	人事異動・事務体制の見直しによる
	小計	310	317	7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 56.40 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 50.62 人)
特別行政部門	教育	74	75	1	退職欠員不補充による
普通会計		384	392	8	<参考> 人口10,000人当たり職員数 69.74 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 67.12 人)
公営企業等会計部門	病院	152	153	1	
	水道	41	39	△ 2	事務の統廃合・縮小による
	交通	15	15	0	
	下水道	14	14	0	
	その他	32	32	0	
小計	254	253	△ 1		
合計		638	645	7	<参考> 人口10,000人当たり職員数 114.75 人
		[677]	[677]	[677]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	20人	63人	39人	43人	81人	117人	69人	65人	57人	82人	8人	644人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	312	303	305	313	310	317	5 ( 1.6%)
教育	89	84	82	76	74	75	△14 ( △15.7%)
普通会計	401	387	387	389	384	392	△9 ( △2.2%)
公営企業等会計	266	270	265	257	254	253	△13 ( △4.9%)
総合計	667	657	652	646	638	645	△22 ( △3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成22年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

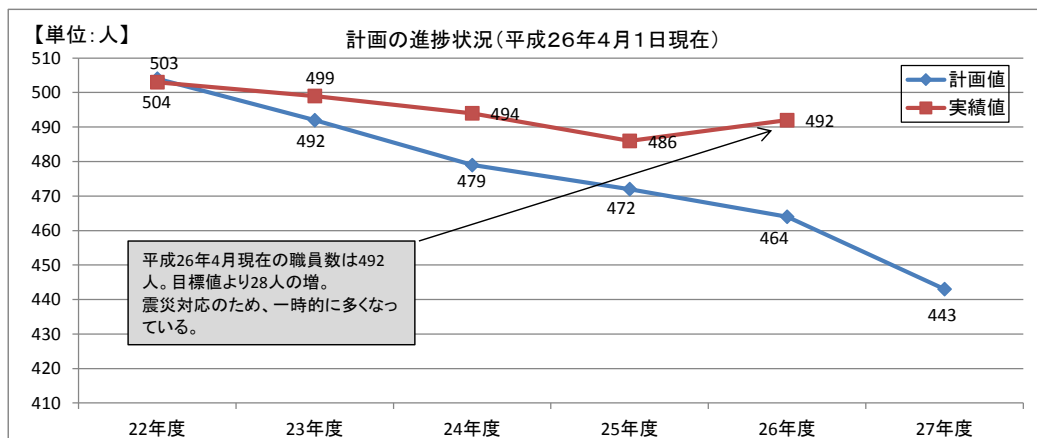
平成22年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	数値目標	削減率
504 人	443 人	△ 61 人	△ 12.1% %

計画期間	
始期	終期
平成22年4月1日	平成27年4月1日

②計画の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部門	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	22年度～27年度 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計画終期		
一般行政	職員数	303	305	313	310	317		—	—
	増減		2	8	△ 3	7		14 ( -42% )	△ 33
教育	職員数	84	82	76	74	75		—	—
	増減		△ 2	△ 6	△ 2	1		△ 9 ( 150% )	△ 6
公営企業 等会計	職員数	116	112	105	102	100		—	—
	増減		△ 4	△ 7	△ 3	△ 2		△ 16 ( 73% )	△ 22
計	職員数	503	499	494	486	492		—	—
	増減		△ 4	△ 5	△ 8	6	0	△ 11 ( 18% )	△ 61

- (注) 1 計画期間は平成22年度～平成27年度の5年間である。  
 2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 増減は各年度の欄にあっては対前年度比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。  
 4 上記は市立病院を除く数値



## 7 職員の任免状況

### (1) 職員の採用状況(平成25年度)

区分	競争試験			選考			計	
	男性	女性	計	男性	女性	計		
職種	一般事務	24	13	37	—	—	—	37
	医師	—	—	0	1	1	2	2
	看護師・医療技術職	—	5	5	—	1	2	6
計	24	18	42	1	2	4	45	

### (2) 職員の退職状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

区分	男性	女性	計
定年退職	7	6	13
勸奨退職	1	1	2
死亡退職	0	0	0
その他	3	6	9
計	11	13	24

### (3) 派遣職員の状況(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

#### ① 派遣している職員

派遣先	人数
宮城県	1
後期高齢者広域連合	1
塩釜地区消防事務組合	3
計	5

#### ② 派遣されている職員

派遣元	人数
宮城県	1
宮城県教育委員会	3
塩釜地区消防事務組合	1
計	5

### (4) 身体障害者の任用状況(平成26年4月1日現在)

職員数	左記のうち障害のある職員数		
	普通障害者数	特定障害者数	計
644	6	1	7

## 8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1)勤務時間、休息・休憩時間の状況(平成26年4月1日現在)

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (1日7時間45分)	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

### (2)年次休暇の取得状況(平成25年中)

区分	対象職員数	付与日数(a)	取得日数(b)	平均取得日数	取得率(b)/(a)
市長部局	323	12,622	3588.2	11.1	28.4
教育委員会教育部	69	2,663	912.0	13.2	34.2
水道部	42	1,635	488.7	11.6	29.9
市立病院	138	5,354	1665.5	12.1	31.1
計	572	22,274	6654.4	11.6	29.9

### (3)時間外勤務及び休日勤務の状況(平成25年度)

単位:時間

区分	時間外・休日勤務総時間数	職員1人あたり時間外・休日勤務時間数
市長部局	78,637	212.0
市立病院	45,584	299.9
教育委員会教育部	10,706	146.7
水道部	9,571	233.4
計	144,498	226.8

※職員数は平成25年度給与実態調査より  
※夜間勤務を含む

### (4)特別休暇制度の状況(平成26年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間
1 選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
2 証人、参考人等としての官公庁への出頭	〃
3 骨髄バンクへの登録及び骨髄移植等	〃
4 ボランティア活動	1の年において5日の範囲内の期間
5 結婚する場合	連続する7日以内で必要と認められる期間
6 妊娠に起因する障害(つわり)	10日以内で必要と認められる期間
7 妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
8 母子保健法による保健指導、健康診査	必要と認められる期間
9 妊娠中の健康保持のための休息又は補食	〃
10 妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
11 産前休暇	産前8週間以内(多胎妊娠14週以内)
12 産後休暇	産後8週間
13 生後満1歳に達しない子の育児	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
14 生理日において業務困難な場合	2日以内
15 妻の出産(出産予定日14日前から出産後14日)	3日以内
16 妻の出産による子の養育	5日以内
17 小学校就学前の子の看護	5日以内(2人以上いる場合は10日)
18 要介護者の介護	〃
19 乳幼児の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
20 親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日
21 父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
22 夏季における心身健康維持増進等	7月から9月の期間内において3日
23 災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
24 結核性疾患による勤務軽減	〃
25 通信教育等の面接授業への出席	〃
26 子の看護(感染症の場合)	〃
27 職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	〃
28 国、県、市町村その他公共団体からの表彰	〃
29 公共団体主催の運動競技会への選手又は役員	〃
30 職務に関連がある海外視察、派遣団への参加	〃
31 その他任命権者が特に必要と認める場合	承認を得た期間

(5)育児休業取得の状況(平成25年度)

区分	育児休業の承認	平成24年度から引き続いている者
市長部局	7	4
教育委員会教育部	1	0
水道部	0	0
市立病院	8	2
計	16	6

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況(平成25年度)

(件)

処分手由	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	28	—	28
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	—
計	—	—	28	—	28

(2)懲戒処分の状況(平成25年度)

(件)

処分手由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は 職務を怠った場合	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 10 職員の服務の状況

### (1)職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ①職員団体等の適法な交渉へ参加する場合
- ②研修を受ける場合
- ③厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ④公民権を行使する場合
- ⑤証人等として裁判所、議会等出頭する場合
- ⑥特別職又は他の地方公共団体の職を兼ね、従事する場合
- ⑦市行政の運営上特に必要な団体の役職員の職に従事する場合
- ⑧措置要求等、及びその審査のため出頭を求められた場合

### (2)営利企業等従事許可の状況(平成25年度)

区分	市長部局	教育委員会教育部	水道部	計
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及びこれに準ずる職員の地位を兼ねる場合	—	—	—	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	—	—	—	—
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	6	—	—	—
計	6	—	—	6

## 11 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況

### (1)勤務条件に関する措置要求の状況

該当なし

### (2)不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

該当なし

## 12 公平委員会の業務の状況

### (1)職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

該当なし

### (2)職員の不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定

該当なし

### 1 3 職員の研修および勤務成績の評定の状況

#### (1)平成26年度研修実績

研修名	実績(人)	開催場所
<b>階層別研修</b>	<b>51</b>	
新規職員採用研修	22	宮城県市町村職員研修所
一般職員研修Ⅰ(採用時5年経過時)	1	〃
一般職員研修Ⅱ(採用時10年経過時)	4	〃
監督者研修Ⅰ(新任係長程度)	11	〃
監督者研修Ⅱ(係長程度)	4	〃
管理者研修Ⅰ(課長補佐程度)	4	〃
管理者研修Ⅱ(新任課長級)	4	〃
管理者研修Ⅲ(現任課長級)	1	〃
<b>階層別以外の主な研修</b>	<b>74</b>	
技能労務職員研修	3	宮城県市町村職員研修所
任期付職員研修	1	〃
ファミリーテーター養成研修	4	〃
難クレーム対応研修	6	〃
契約事務研修	4	〃
専門職員研修	7	〃
民法講座	2	〃
条例・規則作成研修	5	〃
コミュニケーション向上研修	4	〃
メガトレンドセミナー	3	〃
トップセミナー	5	〃
OA研修(WORD,EXCEL,ACCESS等)	23	〃
管理職員対象メンタルヘルス	1	宮城県市町村職員共済組合
メンタルヘルスセミナー	6	公務災害補償基金
<b>市主催研修</b>	<b>294</b>	
新規採用職員研修(事前研修)	25	市役所会議室等
新規採用職員研修(採用時研修)	45	〃
安全運転者研修会	35	〃
学校給食調理従事者研修会	33	〃
保育所職員全体研修会	75	〃
人事評価研修	11	〃
メンタルヘルスセミナー	17	〃
庶務担当者研修	53	〃
<b>実績人数計</b>	<b>419</b>	〃

#### (2)勤務成績の評定の概要

平成26年1月の昇給において、管理者からの内申に基づいて、昇給を行った。

### 1 4 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### (1)福利厚生制度に関する状況

区分	受診者数(人)	内容等
定期健康診断	434	塩竈市安全衛生管理規程に基づく定期健康診断
深夜業従事職員健康診断	40	労働安全衛生規則第45条第1項(深夜業を営む業務)該当職員の検診
人間ドック	181	市町村職員共済組合実施の一般検診(35歳以上の希望者)
脳検診	65	市町村職員共済組合実施の脳検診(40歳以上の希望者)
胃腸病検診	96	塩竈市安全衛生管理規程に基づくX線間接撮影(25歳以上の希望者)
乳がん検診	157	塩竈市安全衛生管理規程に基づく触診・マンモグラフィ等(30歳以上女性希望者)
子宮がん検診	238	塩竈市安全衛生管理規程に基づく頸部・体部細胞診(20歳以上女性希望者)
B型肝炎抗体検査	7	事前にB型肝炎に感染していないか、抗体を持っているかの血液検査(保健師対象)
破傷風予防接種	1	破傷風予防の為、環境課・水道部職員を対象に実施

#### (2)公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)や通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

・平成25年度の補償等の状況

(単位:件)

補 償				計	福祉事業
療養補償	障害補償	遺族補償			
6	0	0	6	0	

## 15 職員互助組織の設置

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互扶助による福祉の増進のために条例等に基づき職員互助組織を設置し、職員の健康増進や元気回復、生活の安定を図っています。

職員互助組織の主な事業としては、職員の会費で給付事業や福利厚生事業等を実施しています。

※平成21年度から職員互助組織への公費負担は行っておりません。

### 1. 給付事業(平成26年4月1日現在)

①出産祝金 ②入学祝金 ③弔慰金 ④結婚祝金 ⑤銀婚祝金 ⑥退会金 ⑦罹災見舞金 ⑧傷病見舞金 ⑨調整給付金 ⑩研修給付金 ⑪卒業祝金
--

### 2. 福利厚生事業(平成26年4月1日現在)

① スポーツ・文化活動助成 ② レクリエーション事業 ③ 委託利用施設助成
---

### 3. その他事業(平成26年4月1日現在)

①生保・損保団体取扱、全国市長会任意共済保険等 ②全国市長会個人年金共済等 ③物資購入資金等の貸付 ④互助会売店
---